

議案第40号

日出町の公の施設を竹田市の住民が利用することに関する協議について

日出町の公の施設を竹田市の住民が利用することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の3第3項の規定により、議会の議決を求める。

令和5年2月28日 提出

日出町長 本田博文

1 公の施設の名称及び所在地

次の表のとおり

名 称	所在地
日出町立図書館	日出町3244番地1

2 利用方法

利用に係る公の施設に関する条例、規則等の定めるところによる。

3 経費の負担

公の施設の管理に要する経費は、日出町の負担とする。

理 由

日出町の公の施設の一部を竹田市の住民が利用することについて、協議したので提出する。